

かすみがうら市高年齢者等雇用促進奨励金

就職困難者の雇用の安定、および市内事業所への就労の促進を目的として、60歳以上の方、障がいのある方、母子家庭の母等、父子家庭の父を雇用した事業主に15万円の奨励金を交付します。

対象労働者

雇入れ日時点において次のいずれか1つに該当するかすみがうら市民を雇い入れた事業主が奨励金の交付の対象となります。※奨励金の交付にあたっては、この他にも要件があります。

60歳以上の者 / 身体障害者 / 知的障害者
精神障害者 / 母子家庭の母等 / 父子家庭の父

奨励金について
詳しくは ⇒
こちら(市HP)



対象事業主

奨励金の交付の対象は、次のすべてに該当する事業主です。

- (1) 事務所または事業所をかすみがうら市内に有していること。
- (2) 申請年度の4月1日以後に対象労働者を雇用保険の被保険者として雇い入れたものであること。
- (3) 雇い入れた対象労働者を、継続して2年以上(対象労働者の年齢が65歳以上であるときは、1年以上)雇用する意思を有していること。
- (4) 対象労働者が、その雇入れ日の前日から過去3年間に雇入れ事業所で就労したことがないこと。
- (5) 対象労働者が、雇入れ事業主または取締役の3親等以内の親族でないこと。
- (6) 過去に奨励金の交付を受けた労働者をその雇入れ日から2年以内に離職させていないこと(詳細は裏面参照)。
- (7) 市税に滞納がないこと。

申請の流れ

対象労働者の雇用



申請書類の提出

- ・ 申請書兼請求書(様式第1号)
- ・ 誓約書兼同意書(様式第2号)
- ・ 市内で事業を営んでいることがわかる書類(直近の確定申告書、法人登記に係る全部事項証明書、営業許可証など)の写し
- ・ 雇い入れた労働者が対象労働者に該当することを確認できる書類の写し(詳細は裏面参照)
- ・ 雇い入れた労働者の雇用期間が確認できる書類(雇用契約書、労働条件通知書など)の写し
- ・ 申請者名義の振込先口座が確認できる書類(通帳など)の写し



交付決定通知書の送付・振込

申請書類の提出方法

郵送または持参

◎提出先

〒300-0192 かすみがうら市大和田 562（霞ヶ浦庁舎）

かすみがうら市役所 地域未来投資推進課

申請期限

対象労働者を雇用した年度の3月15日（3月15日が休日のときは、その翌日）

奨励金の額

雇い入れた対象労働者1人につき15万円

「対象労働者に該当することを確認できる書類」とは

対象労働者の区分に応じ、次の書類を添付してください。いずれも写し（コピー）で結構です。

添付が省略できる場合や、他の書類でも認められる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

| 対象労働者 | 書類 |
|---------|---|
| 60歳以上の者 | 住民票、健康保険証、運転免許証など |
| 身体障害者 | 身体障害者手帳 |
| 知的障害者 | 療育手帳 |
| 精神障害者 | 精神障害者保健福祉手帳 |
| 母子家庭の母等 | 児童扶養手当の支給を受けていることが確認できる書類、遺族年金の給付を受けている者が所持する国民年金証書など |
| 父子家庭の父 | 児童扶養手当の支給を受けていることが確認できる書類 |

2度目以降の申請の場合

2度目以降の申請の場合、過去に交付を受けた奨励金の対象労働者を2年以内（65歳以上の場合は1年以内）に事業主都合で離職させている場合は交付対象外となります。

（例）対象労働者B（2人目）の雇入れ日の前日から過去3年以内に、対象労働者A（1人目）を2年未満で離職させている場合
→対象労働者Bは交付対象外

